



2021年5月27日

各位

会社名 株式会社コバ・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 吉村 泰助
(コード番号：7689 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 馬場 洋和
(TEL：03-5724-4302)

(変更)「決算期の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は本日開催の臨時取締役会において、2021年5月14日に公表しました「決算期の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」に記載の定款変更の内容について、一部変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所について二重下線を付して表示しております。

記

1. 変更理由

事業年度変更にかかる中間配当の基準日に関する経過措置を設け、中間配当の基準日と会計期間の整合性を図るものです。

2. 変更内容

【変更前】

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年2月末日</u> とする。
第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日</u> までの1年とする。	第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、 <u>毎年3月1日から翌年2月末日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。 ② (条文省略)	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、 <u>毎年2月末日</u> とする。 ② (現行どおり)

<p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(事業年度変更にかかる経過措置)</p> <p>第 40 条 第 36 条 (事業年度) の規定にかかわらず、<u>第 24 期事業年度は 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日までの 11 か月とする。</u></p> <p><u>なお、本条は、第 24 期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>
---	--

【変更後】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年9月30日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、<u>毎年3月1日から翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年8月31日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(事業年度変更にかかる経過措置)</p> <p>第40条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、<u>第24期事業年度は、2021年4月1日から2022年2月28日</u>までの11か月とする。</p> <p>② <u>第38条(中間配当)の規定にかかわらず、第24期事業年度の中間配当の基準日は、2021年9月30日とする。</u></p> <p>③ <u>本条は、第24期事業年度終了後、これを削除する。</u></p>

以上